# 平成30年度予算編成大綱

平成29年12月14日
自 由 民 主 党
公　　明　　党

# 目次


- はじめに
- 平成 30 年度予算編成の具体的内容

１．生産性向上、経済構造改革等によるアベノミクスの加速　３

２．人生 100 年時代の働き方改革と女性活躍の推進　７

３．国力につながる教育・文化芸術・スポーツ力の向上　８

４．東日本大震災からの復興の加速化　10

５．地方が主役の地方創生の実現　12

６．国の根幹を支える農林水産業の充実・強化　15

７．未来の安心を届ける確かな社会保障の推進　17

８．安全・安心な暮らしの実現　18

９．国家・国民を守り抜く外交・防衛　22

# はじめに

われわれは、昨年夏の参議院選挙に続いて、先の第 48 回衆議院総選挙においても、引き続き安定した政治基盤を構築することができた。

しかし、この結果に決しておごることなく、国民の負託に真摯に応えて行くことが肝要であり、国民に約束した公約を着実にひたすらに実行していくことがわれわれに課せられた使命である。

経済最優先で取り組んできたこの 5 年間、アベノミクスによる様々な施策の実施により、名目 GDP は 50 兆円以上増加して過去最高、企業収益も過去最高を記録し、雇用は 185 万人増加、正社員の有効求人倍率は調査開始以来、初めて一倍を超えた。景気の緩やかな回復基調は、戦後二番目の長さで続いており、経済の好循環がまさに実現しつつある。

この成長軌道を確実なものとするためには、わが国経済の成長に対する長期的な阻害要因となりうる「少子高齢化」の克服に向けて力強く踏み出す時である。

われわれは、第 48 回衆議院選挙において、北朝鮮問題、アベノミクスの加速、生産性革命、人づくり革命、地方創生・災害復旧などを重点政策として訴えた。特に、少子高齢化が急速に進む中で、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、日本の持続的な成長を実現することを強調した。具体策として、2020 年までの 3 年間を生産性革命の「集中投資期間」として、中小企業・小規模事業者も含め、大胆な税制、規制改革などあらゆる施策を総動員していくこととした。また、幼児教育・保育の無償化、待機児童解消の加速、私立高校授業料の実質無償化、高等教育費用の負担軽減、介護人材の更なる処遇改善など、子育て世代を全力で支援することを約束した。

平成 30 年度予算は、先に決定した「新しい経済政策パッケージ」をはじめ選挙公約に掲げた諸施策の実施に向けた予算であり、わが国経済の成長軌道を財政面から支えるものである。

来年度予算編成大綱の内容の主なポイントは、第一に、アベノミクスによる景気回復の流れを確かなものとするため、「生産性革命」によって成長の果実を設備投資や賃金に振り向けるとともに、「人づくり革命」によって、少子高齢化への不安を払拭することにより、力強い消費の実現を目指し、経済再生を加速させる。併せて、女性活躍・働き方改革、地域共生社会の実現についても積極的に取り組む。

第二に、東日本大震災からの復旧・復興の加速。発災から 6 年 9 か月が経過したが、特に、地震・津波被災地域においては、復興期間が終了する平成 32 年度ま

でに必ず復興をやり遂げる、との強い意志をもって、大震災からの復旧・復興に全力で取り組む。

第三に、地方の人口減少に歯止めをかけ、活力ある地域の暮らしを守り抜くとともに、地方が主役の「地方創生」を実現していくため、地域の特性を活かし、地方が意欲を持って取り組む政策を強力に支援し推進する。また、地方産業の基盤施ある農林水産業の充実・強化に取り組む。

第四に、安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、安定した社会保障制度の維持・強化、社会的孤立の防止を図るとともに、犯罪・テロ対策、総合的な環境行政、消費者被害の防止・救済等を推進する。また、防災・減災ニューディール政策を戦略的に取り組むことにより国土強靭化を着実に進める。

第五に、積極的平和主義のもと、地球儀を俯瞰する外交を力強く進めるとともに、北朝鮮の脅威が目の前に迫る中、北朝鮮の国際社会による圧力強化を主導しつつ、ミサイル対処能力の強化をはじめ、国民保護を最優先に、国民の生命と財産を守り抜く。

われわれは、未来に責任を持つ政策を大胆に進めていく。同時に、財政健全化を成し遂げることは、われわれに課せられた未来への大きな責任である。

来年度予算編成にあたっては、「次世代への責任」という観点から、財政健全化の方針を堅持し、「経済再生なくして財政健全化なし」との考え方のもと、引き続きメリハリの効いたインパクトのある予算編成を目指す。

平成 30 年度予算編成大綱の具体的な内容は以下の通りである。

# 平成 30 年度予算編成の具体的内容

## １．生産性向上、経済構造改革等によるアベノミクスの加速

＜Connected Industries による社会課題の解決・競争力強化＞

第４次産業革命の動きを踏まえ、競争力の源泉たるデータを産業や組織を超えて利活用する「Connected Industries」を実現する。自動走行などの実証、技術開発、サイバーセキュリティ対策などを進めるとともに、ベンチャー企業への支援や未踏プロジェクト等を通じた人材育成を強化する。

また、世界最速・最高品質の審査を実現するとともに、新興国の知財システム整備の支援を通じ、わが国企業のイノベーション創出を支える知財システムを強化する。

＜中小企業等による地域未来投資の加速化＞

団塊世代の経営者が引退期を迎えるなか、円滑な事業承継をこれからの 10 年間、集中的に支援する。また、IT の利活用を進め生産性の向上を図るとともに、人材不足を解消すべく多様な人材のマッチング等を実施する。加えて、小規模事業者の事業計画策定に対する伴走型支援、地域資源を活用したふるさと名物の開発・販路開拓支援、商店街や中心市街地の活性化にも取り組む。

さらに、下請取引の適正化、資金繰り支援、よろず支援拠点等を通じたきめ細やかな経営相談等を行い、安定した事業環境を整備する。

また、中小企業における働き方改革推進法案への対応を確実なものとするため、十分な法施行までの準備期間を確保するとともに、労働法制に係る相談対応や社内ルール整備への支援、働き方改革を実現するための生産性向上への支援等により準備に万全を期す。

加えて、地域を牽引する地域中核企業の成長を促し、地域経済全体の底上げを図り、地域経済の好循環を実現する。

＜ICT の高度化・利活用促進（第４次産業革命の社会実装）＞

わが国が直面する多様な課題の解決及び持続的経済成長を実現するため、経済・産業・生活を支える ICT インフラ（ブロードバンド、モバイル、公衆無線 LAN、放送ネットワーク等）の整備等を図るほか、医療、教育等の様々な分野における ICT の利活用、働き方改革や地方創生に資するテレワーク、質の高い ICT インフラシステム・コンテンツの海外展開、Ｇ空間情報やビッグデータ等の利活用など

を推進するとともに、IoT サービスの創出・地域実装を支援し、IoT 時代に求められる人材育成を図る。

また、生産性革命を実現するための人工知能（AI）やグローバルコミュニケーション計画の推進による多言語音声翻訳システムの更なる研究開発・社会実装、第５世代移動通信システム（５Ｇ）や４Ｋ・８Ｋによる革新的サービスの創出、自律型モビリティシステム（自動走行等）の研究開発・実証及び国際社会共通の安全基準の策定、IoT 時代に適応したサイバーセキュリティの強化等を促進する。

さらに、地方公共団体におけるクラウド導入等による行政の ICT 化を推進するとともに、社会保障・税番号制度を円滑に導入するため、一層の国民への普及啓発や情報連携等の安定的な運用に努める。マイナンバーカードについて、カードの無料交付の継続など、引き続き取得に係る負担の軽減や、国民生活上の利便性の向上等を図り、着実に普及を進める。

加えて、産業連関表の SUT 体系（供給・使用表）への移行、経済統計の基盤となるビジネスレジスターの整備、新たな消費関連指標の開発、データの利活用促進等、統計改革を確実に実施する。

＜科学技術イノベーションの推進＞

科学技術イノベーションは国力に直結し、また、安倍内閣が掲げる「新・三本の矢」の一つである「希望を生み出す強い経済」実現の要である。「生産性革命」を進めるためには、官民を挙げて研究開発を推進していくことが重要である。

第５期科学技術基本計画に掲げた政府研究開発投資対 GDP 比１％を目指すとともに、人工知能・ロボット・IoT、ナノテクノロジー・材料、光・量子技術、次世代半導体等の Society 5.0 を支える基盤技術、ハイリスク・ハイインパクトな研究開発や基礎科学力の強化、優れた若手研究者等の人材育成、世界最高水準の研究施設の整備・活用及び研究拠点の形成を促進する。

また、「組織」対「組織」の本格的産学官連携を通じたオープンイノベーションの加速や科学技術イノベーションを通じた地域活性化等を図る。

また、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）、官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）、革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）の推進、自然災害に対する強靭な社会、クリーンで経済的なエネルギーシステム、革新的医療技術の実現に向けた研究開発に取り組む。

さらに、新型基幹ロケット・次世代衛星等の宇宙航空分野や海洋・極域分野、原子力分野等、国家の持続的な成長と安全保障の基盤となる基幹技術の研究開発を推進する。

＜Ｇ空間社会（地理空間情報高度活用社会）の実現＞

災害に強い国、安全・安心で質の高い暮らし、地域産業の活性化などを築き上げるため、AI、IoT、ビッグデータなどの先端技術の活用、準天頂衛星システムの７機体制の確立や利用拡大及びＧ空間情報センターの機能強化、宇宙から得られる各種データの活用等により、自動走行、自動農耕、災害避難支援をはじめとする「Ｇ空間プロジェクト」を強力に推進する。

＜環境･エネルギー制約の克服と投資拡大＞

エネルギー政策の着実な実施のため、エネルギー利用の低炭素化、エネルギーセキュリティの強化等に取り組む。

具体的には、エネルギー基本計画の 2030 年目標達成のため、AI・IoT を活用しエネルギー使用の最適化を目指す研究開発、省エネ投資、次世代自動車の導入などを推進する。

また、太陽光や風力などの技術開発・実証及び系統整備を進め、国民負担を抑制しつつ、再エネの最大限の導入拡大を図る。また、水素社会の実現に取り組む。

加えて、原子力発電はエネルギー基本計画の達成のために不可欠であり、原子力人材を維持・確保しつつ、安全性の確認された原子力発電所の再稼働は地元の理解を得て進める。原子力立地地域への支援については、引き続き、立地地域の実態に即したきめ細やかな取組を進める。

さらに、エネルギーセキュリティの強化のため、石油・天然ガスやメタンハイドレート、沖縄などの海底熱水鉱床、レアアース泥等の国内資源開発、国外の資源権益確保を強力に進めるとともに、低炭素化に向け高効率火力発電の技術開発等を推進する。また、国内製油所やサービス・ステーションの危機対応能力強化を図る。

＜対外経済政策の展開＞

４つのフロント（日 EU・EPA、TPP、日米経済対話、RCEP）を中心に自由で公正な高いレベルのルール形成を行いつつ、新興国を含めた包括的な成長を実現する。グローバルな成長を地域経済に取り込むため、中堅・中小企業や農産物の海外展開を支援する。併せて、わが国の魅力を海外に発信し、インバウンドを含めたクールジャパン政策を推進していく。

＜公正かつ自由な競争による経済の活性化＞

国民生活に影響の大きい価格カルテル、入札談合等に厳正に対処する。また、企業結合事案を迅速に審査し、併せて透明性・予見可能性を確保する。

中小企業の取引条件の改善を図る観点から、中小企業に不当に不利益を与える優越的地位の濫用等の行為及び下請法違反行為に厳正かつ効果的に対処する。

消費税の転嫁拒否行為に迅速かつ厳正に対処するとともに、違反行為を未然に防止し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図る。

これら施策を着実に実施するため、公正取引委員会の執行体制を充実・強化する。

＜社会資本整備の戦略的な推進＞

わが国の持続的発展を支えるため、社会資本整備については、生産性向上をはじめとしたストック効果が最大限発揮されるよう戦略的な取組を進める。また、安定的・持続的な公共投資による経済成長を図り、経済再生と財政健全化の双方を実現する。

このため、三大都市圏環状道路や空港等へのアクセス道路の整備、首都圏空港や国際コンテナ戦略港湾等の機能強化、高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等広域的な高速交通ネットワークの整備等を推進する。また、都市の国際競争力強化、PPP/PFI の推進、不動産市場活性化に向けた環境整備、インフラシステム輸出の戦略的拡大、海洋開発や造船・海運の技術革新の推進、建設業、運輸業、造船業の特性に応じた人材確保・育成、物流の生産性向上やi-Constructionの取組み拡大による働き方改革等に取り組む。

＜観光先進国の実現に向けた取組みの推進＞

観光先進国の実現に向け、訪日プロモーションの抜本改革と観光産業の基幹産業化、観光資源の開拓・魅力向上、クルーズ振興や、CIQ（（税関・出入国管理・検疫）機能強化、専門家等による多言語案内の充実等を通じた世界最高水準の快適な旅行環境の実現等に取り組む。2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等も見据え、高齢者や障害者、訪日外国人に配慮した公共交通機関、公共建築物、道路、標識等のバリアフリー化等を推進する。

## ２．人生 100 年時代の働き方改革と女性活躍の推進

＜働き方改革の着実な実行＞

同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の処遇改善を行うとともに、時間外労働の上限規制を導入する企業への支援などを通じた長時間労働の是正や、テレワークの導入の推進など柔軟な働き方がしやすい環境の整備を図る。また、介護や生活衛生関係営業の生産性の向上を図るとともに、中小企業・小規模事業者に対する専門家による業務改善の提案の実施、助成金による設備投資の促進により、賃金引上げに取り組む中小企業・小規模事業者を支援する。

多様な女性の活躍を推進するとともに、社会人のリカレント教育講座の多様化等によるスキル習得機会の拡大を通じた人材投資の強化や、総合的な人材確保対策を推進する。さらに、治療と仕事の両立を図るためのサポート体制の構築、障害者、高齢者、生活困窮者等の就労支援を強化する。

就職氷河期に就職できなかったフリーターなどの正社員化等を支援する。

＜すべての女性が輝く社会の実現＞

女性の活躍は、人生 100 年時代を構想する上で極めて重要であり、リカレント教育を始め起業支援、理工系分野の女性人材の育成に取り組む。

指導的地位に占める女性の割合を３割程度にすることを目指し、女性参画の拡大や将来に向けた人材育成を進める。女性活躍推進法に基づき、企業等による行動計画の策定と情報の見える化を徹底し、労働市場・資本市場での活用を促す。政治分野においても女性参画を促進する。

また、女性に対する暴力の根絶のため、DV・ストーカー防止対策を充実させるとともに、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを整備・拡充する。婦人保護事業の実態を踏まえ見直しをする。

男性の育児休暇休業の取得及び家事・育児への参画を促進するとともに、旧姓の幅広い使用を認める取組みを進める。

## ３．国力につながる教育・文化芸術・スポーツ力の向上

＜学力と人間力を備えた人材の育成＞

「人生 100 年時代」を見据え、Society 5.0 など人類が経験したことのない社会を迎えるにあたり、「人づくり革命」を断行し、一人ひとりの人格完成を目指した豊かで価値ある人生と、繁栄し安全・安心な国家社会を実現する。特に、来年度はわが国の教育史にとっても「明治 150 年」の節目にあたり、未来を切り拓く人づくりの理想を掲げ、教育再生に取り組む。

このため、新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革に向け、教職員定数の拡充や教員の資質向上、専門スタッフや外部人材の活用、業務の適正化を推進するとともに、学校・家庭・地域の連携・協働、障害者の生涯学習、特別支援教育、道徳教育、LINE 等の SNS による相談体制の構築を含めたいじめ・自殺予防の対応等、不登校対応・SOS の出し方教育等、外国人のための日本語教育の充実及びそのための人材育成、体験活動、キャリア教育・職業教育、教育の情報化、健康教育、高大接続改革等を推進する。

また、大学の連携・統合・撤退等の在り方の検討、国立大学の改革・機能強化のための基盤の整備充実、改革に取り組む私立大学への支援などの私学の振興、高等専門学校の教育研究の充実、世界をリードする教育拠点の形成、スーパーグローバルハイスクールやスーパーサイエンスハイスクール等の若手人材育成、専修学校の人材養成機能の向上、リカレント教育の充実、わが国の伝統や文化芸術について理解を深める取組み・海外子女教育・留学生交流などグローバル人材の育成等を推進する。

さらに、幼児教育の無償化を更に進めるとともに、給付型奨学金の本格実施をはじめ大学等奨学金事業・授業料減免等により教育費の家計負担の軽減を図る。幼稚園が行う預かり保育等幼児教育の無償化の対象範囲や所得連動返還型奨学金制度の今後のあり方、高等教育の卒業後拠出金方式の検討を積極的に進める。また、学校安全や安全・安心な学校施設整備を進めるために空調の設置、防災機能強化、老朽化対策等を推進する。

＜「スポーツ・文化芸術の振興」の実現＞

スポーツ･文化芸術の振興を国家戦略として推進する。2020 年東京大会や 2019 年ラグビーW杯等に向け、幅広く強力な選手強化、スポーツ施設の整備、ドーピング防止とともに、地方と対話を行いながら、スポーツの成長産業化や参画人口の拡大、スポーツを通じた地域の活性化、健康づくり、障害者スポーツの振興等を推進する。

文化による国家ブランド戦略の構築と文化 GDP 拡大により文化芸術立国を実現

するため、文化芸術基本法を踏まえ、また、文化庁の京都への移転を見据えて、文化庁の機能を強化し、保護と活用の好循環等により社会的・経済的価値をはぐくみ、文化プログラムの全国展開、文化芸術を通じた地方創生、日本遺産や文化財を活用した観光振興・地域経済活性化に取り組むとともに、beyond2020 プログラム、文化芸術の担い手の育成、文化財を修復するための資材確保・修理・整備やそのための人材育成、伝統文化親子教室等による子どもの文化芸術体験機会の充実、ICOM（国際博物館会議）京都大会 2019、2025 年国際博覧会の大阪・関西誘致等による国際文化交流、マンガ・アニメ等のメディア芸術の国内外への発信、子供・高齢者・障害者を含めた文化芸術活動等を推進する。

## ４．東日本大震災からの復興の加速化

東日本大震災の発災から 6 年９か月が経過した。地震・津波被災地域では、来春に高台移転や災害公営住宅等の 9 割超が完了見込みとなるなど、復興は着実に進展している。復興・創生期間が終了する平成 32 年度までに必ず復興をやり遂げる、という強い意志をもって全力で取り組む。

原子力事故災害被災地域では、今春に帰還困難区域を除くほとんどの区域で避難指示が解除され、本格的な復興に向けた新たなステージを迎えた。また、帰還困難区域では改正福島特措法に基づく特定復興再生拠点の整備に着手し、避難指示解除に向けた第一歩を踏み出した。たとえ長い年月を要するとしても、将来的に全てを避難指示解除するとの決意の下、着実かつ段階的に整備に取り組む必要がある。

平成 30 年度は引き続き、復興のステージの進展に応じて生じる課題に迅速かつ適切に対応しつつ、「新しい東北」の創造となる復興の実現に向け、政府与党一体となって取り組む。

まず、被災者支援については、引き続き、見守りや心のケア、コミュニティ形成など、仮設住宅での避難生活から恒久住宅への移行まで切れ目なく支援を行うとともに、被災者支援に携わる者への支援を強化する。

また、復興道路・復興支援道路の整備を推進し、完成時期を迎える住宅再建・復興まちづくりについては、これを着実に実施する。

さらに、産業・なりわいの再生に向けて、東北の観光復興、水産加工業の販路回復・開拓、被災地企業の人材確保への支援に引き続き注力する。風評払拭を含めた福島農林水産業の再生に向けた総合的な支援を継続する。

また、平成 30 年 2 月に支援決定期限を迎える東日本大震災事業者再生支援機構については、今後も一定の活用ニーズが見込まれることから支援決定期限を平成 32 年度末まで延長し、過大な債務を負っている被災事業者に対し引き続き適切かつ円滑な支援を行う。

（原子力事故災害からの復興）

原子力事故災害からの復興・再生については、本年 9 月に改訂した中長期ロードマップに基づき、引き続き、廃炉・汚染水対策を安全かつ着実に実施する。特に、東京電力福島第一原発の廃炉は、事故炉の廃炉という大きなチャレンジであり、国内外の英知を結集し、燃料デブリ取り出しのための基盤技術開発を進めるなど、確実に取り組む。また、中間貯蔵施設の整備と除去土壌等の着実な搬入、

放射性物質汚染廃棄物の処理、放射線に係る住民の健康管理等を引き続き推進する。

さらに、地域のなりわい再生・新産業創生に向け、引き続き、事業・営農再開や工場等の新規立地への支援、福島イノベーション・コースト構想及び福島新エネ社会構想の実現に政府与党一体となって取り組む。

また、福島再生加速化交付金等による早期帰還支援、新生活支援に引き続き取り組む。特に、介護提供体制の再構築への支援や魅力ある教育づくり、鳥獣被害対策の強化、買い物環境の整備等により、避難指示が解除された地域に安心して帰還していただくための環境整備に取り組む。

帰還困難区域については、地元自治体から申請された計画の認定状況を踏まえ、特定復興再生拠点の整備を着実に進めるとともに、止むを得ず当面帰還できない住民の方々に対してはきめ細かな支援を行うよう取り組む。

また、今なお残る科学的根拠に基づかない風評や避難児童生徒へのいじめなどいわれのない偏見・差別の解消に向け、国民に放射線に関する正しい知識等を周知するため、風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略に基づき、情報発信の充実・強化に政府与党一体で取り組む。

## ５．地方が主役の地方創生の実現

＜地方創生の着実な推進＞

地方の元気なくして日本の再生はない。地方創生は３年目を迎えたが、東京一極集中に歯止めがかかっておらず、地方における若者が減少している状況を踏まえ、「地方への新しいひとの流れをつくる」施策を中心に、ライフステージに応じた政策メニューを充実・強化し、活力ある元気な地方を創る。

少子高齢化が進む地方においてこそ、防災・減災、国土強靱化等の地方の安全・安心を守る取組み、地域産業の振興や地方における観光立国の振興等の地方を元気にする取組みとの調和を図りつつ、地方大学の振興や「第４次産業革命」の実装等により、生産性革命や人づくり革命の土台となる地方創生の大胆な推進を行う。

そのため、地方の意欲的な取組みを財政面（地方創生推進交付金等）、情報面（地域経済分析システム（RESAS）等）、人材面（プロフェッショナル人材の活用等）により支援する。特に、地方創生推進交付金については総額を確保する。その上で、以下のとおり、まち・ひと・しごとの創生に取り組む。

１）「ひとの創生」として、日本全国や世界から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を新たな交付金で強力に後押しし、東京 23 区の大学の定員抑制等と一体的に推進することで地方創生に資する大学づくりを進める。また、地方と東京圏の大学生の対流・交流の促進、地方創生インターンシップの推進、地方へのサテライトキャンパス設置の促進、大都市部の企業の地方移転、中央省庁等政府関係機関の移転の着実な実施、「生涯活躍のまち」の推進、地方生活の魅力の積極的発信、子どもの都市と農山漁村の交流等により、地方への新しいひとの流れをつくる。また、結婚から妊娠・出産・子育てまで、切れ目のない支援等を実現する。

２）「しごとの創生」として、若者を中心とした起業・創業支援や事業承継支援を強力に進める。また、空き店舗等の遊休資産の活用、近未来技術の実装、地域経済牽引企業の集中的育成、地域商社等による一次産品の販路拡大、5G 等地域の通信環境の整備の促進等を通じて、地域における魅力あるしごとづくりを推進する。

３）「まちの創生」として、地域住民等が良好な環境の構築や地域の魅力向上に取り組むエリアマネジメントの形成促進、小さな拠点の形成や広域的な都市間連携等を図る。

〈新たな発想の街づくり・インフラ整備等による豊かな地域づくり〉

アベノミクスの効果を十分に実感できていない地域の隅々まで波及させ、経済の好循環が更に加速するよう、地方創生を推進し、豊かで活力のある地域づくりに取り組む。

このため、都市機能の誘導・集約等によるコンパクトシティの推進、道路ネットワークの整備や持続的な地域公共交通ネットワーク等の実現、地域の広域的連携、道の駅の活用、自動走行によるコミュニティバスの普及、自転車の利活用、地方誘客に資する観光地域づくり等を推進する。

また、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化、住宅セーフティネット等の若年・子育て世帯や高齢者世帯、生活困窮者等が安心して暮らせる住まいの確保、省エネ住宅・建築物の普及に取り組む。

加えて、空き家対策、所有者不明土地対策や空き地の有効活用、歴史や景観や古民家等を活かしたまちづくり等を推進する。

さらに、離島・奄美群島・小笠原諸島・半島・豪雪地帯等の条件不利地域の振興、積雪寒冷地域対策を推進する。

また、公共事業の効率的・円滑な実施を図るため、改正品確法の趣旨を踏まえ、適正価格での契約や地域企業の活用に配慮しつつ適正な規模での発注、国庫債務負担行為等を通じた施工時期の平準化等に取り組む。

〈地域発、地域主導の新しい成長の実現〉

地方団体が、働き方改革や人材投資、子ども・子育て支援等に適切に対応するとともに、地域の実情に応じ、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生を推進することができるよう平成 30 年度地方財政計画においても、「まち・ひと・しごと創生事業費」について 1 兆円程度の額を維持するとともに、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、平成 30 年度の地方交付税等の一般財源総額について、平成 29 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。また、東日本大震災の復旧・復興事業等についても、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保する。

地域経済好循環の拡大を図るため、地域密着型企業の立ち上げを支援する「ローカル 10,000 プロジェクト」や「マイキープラットフォーム」を活用した「地域経済応援ポイントの導入」、「分散型エネルギーインフラプロジェクト」等に加え、シェアリングエコノミーを活用した地域の課題解決や経済活性化の取組みや、地域への「ヒト・情報」の流れを創出する「チャレンジ・ふるさとワーク」等を推進する。

さらに、「集約とネットワーク」の考え方に基づく「連携中枢都市圏構想」や「定住自立圏構想」の推進等により、活力ある社会経済を維持し、自立的な地域経営を確立するとともに、地方への移住・交流推進や「地域おこし協力隊」の拡充、人材育成や都市農山漁村の交流の制度化を通じた推進、地域運営組織の形成及び持続的な運営の支援、過疎地域等における集落ネットワーク圏の形成による「くらし」を支える取組み等の支援、過疎地域の遊休施設を活用した地域振興等の支援により、活力ある地域づくりを通じた新しい成長の実現を目指す。

＜沖縄の振興＞

沖縄が日本のフロントランナーとして経済再生の牽引役となるよう、道路・空港・港湾の整備、観光振興、国際物流拠点の形成、離島の活性化、沖縄科学技術大学院大学を核としたイノベーション・エコシステムの形成、子供の貧困対策、人材育成の推進、沖縄振興一括交付金による事業の推進等を始めとする沖縄振興策に取り組む。

また、西普天間住宅地区跡地における沖縄健康医療拠点形成など駐留軍用地跡地利用を推進する。

## ６．国の根幹を支える農林水産業の充実・強化

＜夢と希望の持てる「農政新時代」＞

農林水産業の成長産業化と美しく活力ある農山漁村を実現するため、農林水産業の従事者の所得向上等をしっかり図っていくことが必要である。このことが地方創生を実現するためにも、環境保全の観点からも極めて重要である。さらに、夢と希望の持てる「農政新時代」を創造するため、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していく必要がある。

こうした考え方に立ち、平成 30 年度予算においては、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、次に掲げる主要施策等を展開するのに必要となる十分な予算を確保する。

農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を基盤整備との連携等を通じてさらに加速化する。また、農政新時代に必要な人材力を強化するとともに、生産現場のニーズに即し、現場実装を視野に入れた AI、ICT、ロボット等の技術開発・活用を進める。

生産資材価格の引下げや生産者に有利な流通・加工構造の確立を推進する。

平成 30 年産からの米政策改革を着実に推進し、需要に応じた米生産を進めるため、麦、大豆、飼料用米等に対する水田活用の直接支払交付金を継続的・安定的に措置する。また、平成 30 年秋から加入申請が始まる収入保険制度の円滑な実施に向けて、保険料の国庫負担など必要な措置を講ずる。

土地改良事業について、生産コスト削減に資する農地の大区画化、高収益作物への転換に資する水田の畑地化・汎用化、防災・減災に資する水利施設の維持・保全等を一層推進する。

畜産・酪農の競争力を強化するため、収益性の向上、国内飼料生産・利用の拡大等を推進し、生産基盤を強化する。併せて、畜産・酪農経営安定対策を推進する。また、野菜、果樹・茶、花き、甘味資源作物といった各品目の生産振興対策を積極的に推進する。

「農林水産業の輸出力強化戦略」等に基づき輸出体制の整備を進めるとともに、日本食品海外プロモーションセンターを核とした海外でのマーケティングを強化する。また、生産現場における国際水準の GAP の実施及び認証取得の拡大をはじめとして、規格・認証や知的財産の戦略的推進を図る。さらに、６次産業化による農産物の高付加価値化や地産地消、食育や食品ロスの削減を推進する。

家畜伝染病や病害虫の侵入・まん延防止を徹底し、安心できる営農環境を守る。

農業・農村の有する多面的機能を発揮するため、地域の共同活動等を支援する日本型直接支払を着実に実施するとともに、中山間地域とそこで営まれる農業を元気にする施策を推進する。また、持続可能なビジネスとしての農泊を推進するほか、深刻な鳥獣被害への対策や捕獲から処理・加工までつながったモデル地区整備等によるジビエの利活用、都市農業の機能発揮を促進するとともに災害対策に万全を期す。

＜林業の成長産業化と森林の適切な管理＞

林業の成長産業化の実現と森林資源の適切な管理のため、森林の経営・管理を意欲と能力のある林業経営体に集積・集約化する新たな森林管理システムを活用する地域を中心に、地球温暖化防止対策にも資するよう、路網整備や間伐等の森林整備、放置竹林対策等を重点的に支援する。また、再造林や ICT 活用、川上と川下の連携、CLT（直交集成板）等の新たな木材需要の創出、自伐林家を含む多様な担い手の育成・確保を進めるほか、花粉発生源対策を推進する。さらに、流木災害など山地災害への対策を推進する。

＜漁業の成長産業化と資源管理の高度化＞

新たな水産基本計画に基づき、漁業の成長産業化や資源管理の高度化等を強力に進めていくため、29 年度補正予算において TPP 等への対応として必要な予算を措置するとともに、30 年度予算編成につなげる。

地球温暖化等の環境変化を踏まえた資源調査・研究の充実等により資源管理の高度化を図るとともに、漁業経営の持続力・収益力の向上に向けた意欲ある漁業者の取組みや漁船漁業の構造改革、多様なニーズに即した加工・流通体制の構築を促進することにより、各浜が持つ強みを最大限活用し、所得の向上を実現する。

また、漁業や漁村の多面的機能発揮や離島漁業再生に向けた漁業集落の活動、資源回復等を目的とした内水面を含む戦略的な増養殖対策、漁業環境の保全等を推進する。外国漁船の違法操業等に対する漁業取締体制を強化する。加えて、調査捕鯨を安定的に実施するほか、輸出拠点となる漁港の衛生管理対策や水産資源回復対策、漁港施設の長寿命化対策、漁港機能の集約化・有効活用や漁港・漁村の防災・減災対策を推進する。

## ７．未来の安心を届ける確かな社会保障の推進

＜質の高い効率的な保健・医療・介護の提供の推進＞

現在、人口の高齢化が進行する中で、国民１人ひとりがそれぞれの状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス報酬の同時改定等において、地域包括ケアの推進、医療機能の分化・強化・連携、安心・安全で質の高い医療・介護の実現、人材確保、歯科医療の確保・口腔保健の推進、障害者の地域移行・地域生活の支援、医療的ケア児への対応等を図る。また、医療機関間の連携や医療・介護の連携を行う上では、ICT の活用を推進するとともに、医科・歯科連携の取組み等を進める。さらに、薬価制度の改革等により、国際競争力が高い創薬イノベーションを推進する。

保健医療分野におけるデータ利活用の促進等のデータヘルス改革を通じた医療の質の向上や予防・重症化予防・健康づくりの推進、がんゲノム・免疫治療・人工知能（AI）など医療分野等の科学技術の振興、国際機関等を通じた国際保健への貢献、医薬品や医療機器等の海外展開への支援など医療・介護の国際展開を図る。これらの施策を通じて、国民皆保険を守る。iPS 細胞ストック構想を着実に実施するとともに、再生医療の早期実用化を強力に推進する。オリンピック開催を見据え、輸入・国内感染症対策を強化する。

また、受動喫煙防止対策を含む健康増進やがん・肝炎・難病対策を推進するとともに、医薬品・食品の安全・信頼性の確保を図る。併せて、水道施設の耐震化・広域化、安全で良質な給水の確保のための施設整備などにより、強靱・安全・持続可能な水道を構築する。

＜全ての人が安心して暮らせる社会に向けた環境づくり＞

新しい経済政策パッケージの実施も含め、「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿の整備や保育人材の確保、病児保育など多様な保育の推進、放課後児童対策の充実など総合的な子育て支援を進めるとともに、児童虐待防止対策の強化、社会的養育の充実やひとり親家庭支援の推進を図る。また、地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援等を通じた地域づくりを推進するとともに、生活困窮者自立支援制度等を見直し、生活困窮世帯・生活保護世帯の就労支援や家計相談支援、子供の学習支援、居住支援などの充実を図る。併せて、新たな自殺総合対策大綱を踏まえた取組みを推進する。

さらに、戦没者遺骨収集推進法や戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画に基づき、戦没者の遺骨収集事業を推進する。また、東日本大震災や熊本地震からの復旧・復興を目指し、引き続き被災地においてきめ細やかな心のケア支援を行っていく。

## ８．安全・安心な暮らしの実現

＜国土強靭化を通じた防災・減災対策、インフラ老朽化対策等の推進＞

熊本地震や九州北部豪雨等の大規模自然災害が相次いでおり、気候変動の影響により激甚化・頻発化する災害や切迫する巨大地震や津波等から国民の生命と財産を守るため、災害復旧とともに、「防災意識社会」への転換に向けたハード・ソフトを総動員した防災・減災対策や深刻化するインフラ老朽化への対応等の国土強靭化の取組みを推進する。また、「世界津波の日」を通じて、国内外で津波防災の重要性を普及啓発する。

具体的には、被災施設の改良復旧や、事前防災を進めるため、防災・安全交付金を拡充しつつ、災害リスクを踏まえた中小河川の整備などの緊急対策、堤防整備や構造の工夫、ダム再生等のハード対策と住民目線のソフト対策を総動員した水害対策、総合的な土砂・火山対策、先進技術の活用や情報の高度化等による災害対応の強化に取り組む。

さらに、南海トラフ巨大地震や首都直下地震の発生に備え、道路啓開計画の深化や代替路整備等の道路の防災・減災対策、公共施設の耐震化・液状化対策、堤防整備等を推進する。加えて、インフラの戦略的維持管理・更新、密集市街地対策、住宅・建築物の耐震化、ホームドア設置等の公共交通の安全・安心の確保、無電柱化等の交通安全対策や、原発事故時の避難の観点も含め災害時における人流・物流の確保等を推進する。

＜ハード・ソフト両面での防災・減災対策＞

南海トラフ地震等の大規模地震・津波、火山災害、風水害等の多様な自然災害に対処するため、被災者支援システムの構築の促進などハード・ソフトの事前防災・減災対策や、情報収集・伝達体制の整備など応急対策活動を強化する。被災者台帳整備を推進し、災害発生後一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援を実現する体制を整備する。被災者の住まいの確保等被災者支援の強化等を行うほか、防災や被災自治体のサポートに係る人材の育成や国民運動、国際防災協力の推進等を行う。

糸魚川市大規模火災や平成29年7月九州北部豪雨等を踏まえ、緊急消防援助隊、常備消防力、地域防災力の中核となる消防団など、全国的な消防防災体制の充実強化を図る。また、火災予防対策の推進や消防防災分野での女性の活躍促進、防災情報の伝達体制の整備、東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催や国際情勢の変化に対応するための安心・安全対策の推進等に取り組む。

＜総合的な治安対策を強化するための警察等の体制整備＞

わが国の治安は、刑法犯認知件数が戦後最少であった昨年をさらに下回るペースで推移しているなど改善傾向にあるが、一方で、国際テロ情勢が厳しさを増していることに加え、サイバー空間の脅威も深刻化している。また、相次いで発生している凶悪事件や暴力団の対立抗争等が国民に不安を与えているほか、特殊詐欺の被害は依然として高い水準で発生しており、ストーカー、DV、児童虐待等の人身安全関連事案や高齢運転者による死亡事故も後を絶たない。

こうした状況を踏まえ、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据え、開催国としての治安責任を全うするため、テロの未然防止及びテロへの対処体制の強化に向けた取組みを推進する。また、大規模災害を始めとする緊急事態への対処能力の強化を図るほか、サイバー空間の脅威への的確な対処、科学捜査力の充実、組織犯罪対策の推進・薬物犯罪対策の強化、人身安全関連事案や特殊詐欺等の生活の安全を脅かす犯罪への対策の強化、犯罪被害者等への支援の拡充、安全な交通環境の確保、死因究明の着実な実施等、総合的な治安対策を強力に推進する。

＜「新たな成長」につなげる環境行政の推進＞

環境問題と社会経済問題の同時解決とイノベーションが実現する社会を目指し、生活の質を向上する「新たな成長」の牽引力となる環境政策に重点的に取り組む。

パリ協定の下、2030 年度 26%削減の達成及び 2050 年 80%削減の実現に向け、再省蓄エネや国民運動の推進、フロン類対策等に取り組む。さらに、カーボンプライシング（炭素の価格付け）の検討、ESG（環境、社会、ガバナンス）投資等環境金融の主流化、技術革新、二国間クレジット制度（JCM）等による環境技術の海外展開、持続可能な開発目標（SDGs）の普及促進等を進める。また、気候変動への適応策の充実・強化に向けた法制化等に取り組む。

東日本大震災からの復興・創生のため、中間貯蔵施設の整備と除去土壌等の継続的搬入、帰還困難区域での特定復興再生拠点の整備、指定廃棄物等の処理、放射線に係る住民の健康管理等を推進する。また、国内外で徹底した資源循環等を進めるほか、廃棄物処理等の技術の海外展開を図る。

魅力ある自然の保全・活用等を進めるため、国立公園満喫プロジェクト、鳥獣害対策、希少種保全、自然海岸と干潟の保全、ヒアリ等の外来種防除、動物の適正飼養等を推進する。地域や暮らしを支え、安全を確保するため、循環交付金等による一般廃棄物処理施設や浄化槽の整備、災害廃棄物や PCB 廃棄物対策、海洋ごみ対策、PM2.5 対策、エコチル調査、化学物質対策、水俣病や石綿健康被害等の公害健康被害対策等に取り組む。

原子力防災の充実・強化のため、避難計画の策定支援、緊急被ばく医療の強化、

訓練・研修による人材育成、避難の円滑化対策等を推進する。また、原子力・放射線利用の更なる安全確保のための原子力規制委員会の体制強化、人材の確保育成等に取り組む。

＜法務・司法機能の充実・強化と再犯防止対策の推進＞

一億総活躍の前提となる国民の安全・安心な社会の実現、経済再生の加速化及び観光立国を目指すためには、法務・司法機能を充実・強化して法の支配を実現するとともに、「司法外交」を積極的に展開することが不可欠である。

訪日外国人の急増や東京オリパラ競技大会開催に向け、入国審査官の増員を含む出入国管理体制の強化、犯罪・テロ対策等を推進する。また、再犯防止推進法を踏まえ、刑務所出所者等の就労支援や住居の確保、民間協力者の活動支援、地方自治体との連携等による再犯防止対策の推進が必要であり、職員の増員や施設の整備を含む治安関係部門の体制を充実・強化する。

また、不動産取引の基盤や災害復興の下支えとなる相続登記の促進や地図の整備を含む登記事務処理体制を強化する。加えて、就職・就学などの機会が失われている無戸籍者問題の解決の促進、成年後見制度の担い手の確保とともに、難民認定制度の改善を図る。

さらに、国際仲裁の活性化に向けた体制整備、国際紛争への対応を含む予防司法機能を強化し、国連犯罪防止・刑事司法会議（コングレス）2020 年日本開催に向けた準備や日本型法制度整備支援を推進する。加えて、共生社会の実現に向け、ヘイトスピーチ問題対策や性的指向・性自認に関する正しい理解の促進など、人権擁護施策を推進するための人材確保を図る。また、ストーカー・DV・性暴力等被害者支援の拡充を含む総合法律支援等の充実した施策の実施を図るとともに、法曹人材確保の充実・強化を推進する。

加えて、事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の人的機構の充実、裁判事務処理態勢の充実、裁判所施設の耐震化等を図るとともに、司法解剖をはじめ死因究明等の実施に係る体制の充実・強化に取り組む。

＜消費者の安全・安心の確保＞

消費の活性化のためには、消費者被害の防止・救済の取組みを進め、消費者の安全・安心の確保を図ることが重要である。

このため、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制の強化に加え、政府全体としての政策課題に対応するための地方消費者行政の充実・強化を図る。

また、消費者団体を活用した被害の迅速な救済、財産被害防止のための法執行機能の強化、生命身体の安全・安心のための事故対応機能の強化を行う。

さらに、国民生活センターも活用しつつ訪日・在日外国人の消費の安全確保、消費のグローバル化への対応、若年者の自立を支援する消費者教育の充実、加工食品の原料原産地表示制度の普及・啓発、中小企業を含めた消費者志向経営の促進等に取り組む。

〈会計検査機能の充実強化〉

会計検査機能を充実強化するため、検査体制等、検査活動、研究・研修体制及び国際業務活動の充実強化を図る。

## ９．国家・国民を守り抜く外交・防衛

＜国際社会を主導する外交の展開＞

緊迫する北朝鮮情勢、中国の東シナ海及び南シナ海における海洋進出及び軍事力の増強、国際テロの脅威の増大等、わが国を取り巻く安全保障環境は、戦後、最も厳しいと言っても過言ではない。日本と日本国民の安全と繁栄を守り抜き、わが国の国益を増進するため、安倍政権の掲げる国際協調主義に基づく積極的平和主義の考え方に立ちつつ、地球儀を俯瞰する外交を一層強化していくことが不可欠である。

このため、米国等との同盟・協力関係を深化・拡大し、文化交流含め近隣諸国との関係改善を進め、ODA も活用しながら、「自由で開かれたインド太平洋戦略」を具体化していく。関係国・機関との連携や働きかけを強めつつ、北朝鮮に対する制裁措置の厳格な実施とさらなる検討も含め、あらゆる手段に全力を尽くして拉致被害者全員の即時帰国を実現する。

テロ等の緊急事態が多発する中、邦人の生命及び財産を守ることは急務である。海外の日本人・学校・企業・国際協力事業関係者・在外公館等の安全対策を抜本的に強化するとともに、関連情報の収集能力・体制を拡充する。

領土・領海・歴史認識・積極的平和主義を含めたわが国の「正しい姿」と多様な魅力の発信のため、戦略的対外発信をさらに強化し、日本の国益と名誉を守るとともに、国際機関における日本のプレゼンスを向上し、親日派・知日派の育成を推進する。

グローバルな課題への対応、日本企業の海外展開支援や質の高いインフラ投資等をはじめアベノミクスを推進する取組み（国際経済紛争対策を含む）等のため、経済連携協定や投資・租税協定の交渉を推進し、開かれた国際経済秩序を主導するとともに、国益に資する ODA を質・量ともに拡充し、戦略的に活用する。また、持続可能な開発目標（SDGs）の実施を主導する。

上記の課題に対応するためには、外交実施体制の抜本的な拡充・強化が不可欠であり、「足腰予算」の大幅な拡充、在外公館の老朽化への対処や在外職員の勤務環境・待遇・安全確保のための予算を確保する。

また、在外公館数 250 及び 2020 年を目処に 6,500 人の体制構築に向け大幅増員と質の向上を実現する。小規模公館化による「財源」捻出を見直し、在外公館定員の過度な制限を早急に廃止する。

＜揺るぎない防衛体制の確立＞

わが国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増している。北朝鮮による核実験の強行や相次ぐ弾道ミサイルの発射はこれまでにない重大かつ差し迫った脅威であり、中国による軍事力の増強やわが国周辺海空域における活動の拡大・活発化等もみられる。また、国際テロの拡散など国際社会全体の課題や不安定要因に直面している。

これらを踏まえ、平成 30 年度防衛予算では、26 中期防の最終年度として、国民の生命・財産、領土・領海・領空等を守り抜くため、防衛力の「質」と「量」を確保した「統合機動防衛力」の構築に万全を期す。

具体的には、海上優勢及び航空優勢の確保や、機動展開能力の整備を重視し、統合機能の更なる充実に留意しながら、警戒監視能力、情報機能、輸送能力及び指揮統制・情報通信能力を高め、周辺海空域における安全確保、新規アセットの導入を含む弾道ミサイル攻撃への対応、島嶼部に対する攻撃への対応、宇宙空間及びサイバー空間における対応、大規模災害等への対応、並びに国際平和協力活動等への対応に必要な防衛力を整備する。

防衛装備・技術政策については、プロジェクト管理等を通じた最適な取得の推進や「防衛技術戦略」を踏まえた研究開発の充実など、戦略的な取組みを進めるとともに、防衛生産・技術基盤を維持・強化し、防衛装備・技術協力を推進していく。また、精強性の維持及び働き方改革の観点から、優秀な人材の確保、自衛隊員の処遇改善の検討、女性職員の活躍のための諸施策、並びに予備自衛官等に係る施策を推進する。

また、日米防衛協力のための指針に基づき日米同盟強化を進め、アジア太平洋地域における同盟の抑止力・対処力を高めるとともに、同盟国、友好国との防衛協力を推進する。

さらに、基地周辺住民の方々の負担軽減、とりわけ沖縄の基地負担軽減を実現するため、政府は真摯に沖縄県と協議を行うとともに、普天間飛行場の名護市辺野古への移設等を推進し、在日米軍再編を確実に進める。

＜周辺海域の警備強化＞

わが国の主権と領土・領海を守るため、周辺海域における戦略的海上保安体制の構築や海洋調査、国際的な海上保安ネットワークの構築、遠隔離島での活動拠点の整備を推進する。